





**第446号** **公益社団法人 徳島県環境技術センター**

徳島市津田海岸町 2-33  
 電話 (088) 636-1234(代)  
 FAX (088) 636-1122  
 発行責任者 大坂 利弘  
 編集者 原岡 艶 甲

## 徳島県が浄化槽整備区域見直し

### 全国15県でも汚水処理構想見直し

都道府県の汚水処理構想の見直しが、平成28年度末にかけて全国15県で行われ、27年度に見直した9県を含め、合計24県で新たなマニュアルに基づく構想の見直しが行われた。

今回の見直しは、今後の人口減少、既存施設の老朽化に伴う施設の統廃合、概ね10年を目途とした早期整備といった観点で実施されている。

徳島県の汚水処理人口普及率は全国平均89.5%（平成26年度時点）を大きく下回る**55.7%**であり、14年連続全国ワースト1である。

このような中、徳島県でも「とくしま生排処理構想2017」を公表した。

新たな構想では、公共下水道10処理区、集落排水42処理区を廃止したことにより、集合処理約5,760haを個別処理に転換し（図-2）、18年後の平成47年度までに**汚水処理人口普及率を94.7%**に引き上げる目標を打ち出した。（表-1）

内訳は下水道33.6%（処理人口21万724人）集落排水2.7%（同1万7,203人）、コミプラ0.3%（同1,750人）浄化槽58.1%（同36万4,795人）で浄化槽が最も多い。

県ではもともと浄化槽を普及させる方針で前回構想でも長期目標年度（42年度）で浄化槽普及率53.8%（処理人口30万288人）としていたが、今回、人口減少や高齢化の進行、早期整備、地域の財政状況、採算性等の観点から見直しを行ったところ、

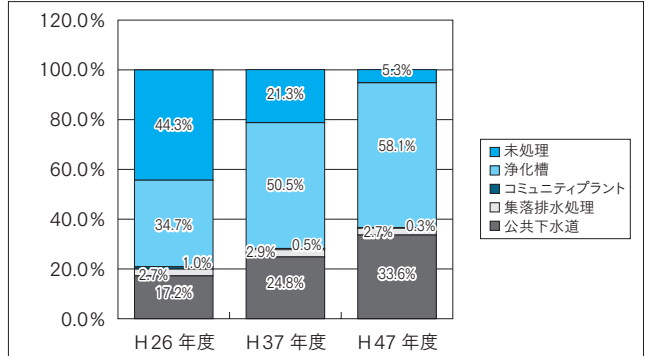
さらに浄化槽整備に比重を置く結果となった。

中期目標年度（37年度）では、汚水処理人口普及率78.7%で、下水道が24.8%（処理人口17万2,831人）集落排水が2.9%（同2万33人）コミプラが0.5%（同3,189人）、浄化槽が50.5%（同35万1,434人）とした。

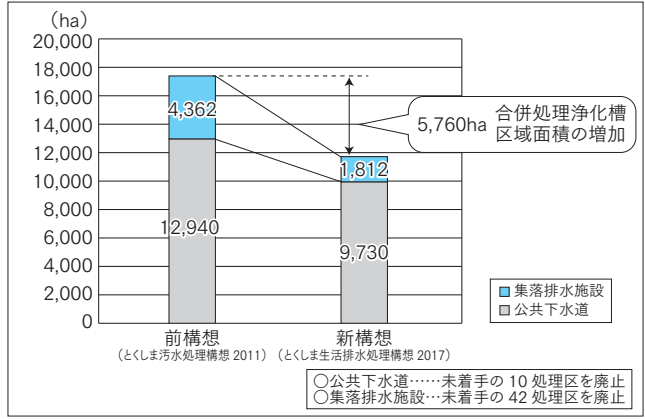
なお、県は浄化槽整備を加速化させるため「市町村設置型事業の導入支援」導入窓口を設置しPFI事業の業務をワンストップ

で支援」を行うとしているが、表-1から分かるように、市町村型は、中間年次で2.3%目標年次では2.1%と数字的には、ほとんど増えておらず、県と市町村の思惑・スタンスの違いが浮き彫りになっている。今後はその効果を注意深く見守りながらセンターとしても、合併浄化槽への転換を推進していきたい。

< 図-1 > 汚水処理の比較（平成26年：平成37年・平成47年）



< 図-2 >



< 表-1 >

	基準年次 (H26)		中間年次 (H37)		目標年次 (H47)		
	整備人口	汚水処理普及率	整備人口	汚水処理普及率	整備人口	汚水処理普及率	
集合処理	流域関連公共下水道	18,425	2.4%	35,899	5.2%	63,324	10.1%
	単独公共下水道	93,303	12.1%	112,426	16.2%	117,010	18.6%
	特定環境保全公共下水道	21,380	2.8%	24,506	3.5%	30,390	4.8%
	計	133,108	17.2%	172,831	24.8%	210,724	33.6%
	農業集落排水施設	20,663	2.7%	19,512	2.8%	16,738	2.7%
	漁業集落排水施設	454	0.1%	422	0.1%	392	0.1%
個別処理	林業排水処理施設	90	0.0%	99	0.0%	73	0.0%
	計	21,207	2.7%	20,033	2.9%	17,203	2.7%
	コミュニティプラント	7,803	1.0%	3,189	0.5%	1,750	0.3%
計	162,118	21.0%	196,053	28.2%	229,677	36.6%	
未処理	合併浄化槽	255,265	33.0%	335,619	48.2%	351,296	55.9%
	合併浄化槽(市町村型)	13,005	1.7%	15,815	2.3%	13,499	2.1%
	計	268,270	34.7%	351,434	50.5%	364,795	58.1%
処理合計	342,421	44.3%	148,295	21.3%	33,435	5.3%	
合計	430,388	55.7%	547,487	78.7%	594,472	94.7%	
合計	772,809	100.0%	695,782	100.0%	627,907	100.0%	

## 第37回 理事会を開催

県環境技術センターは、3月21日(火)午後2時から理事12名、監事2名の役員全員が出席し、第37回理事会を開催した。

最初に司会者の原岡専務理事から、今回の理事会が専務理事としての最後の出席となる旨、併せて前回承認をいただいた課長以上の職員と志摩監事から依頼のあった司法修習生の傍聴について報告した。

続いて、理事12名、監事2名の全員が出席しており、定款の定足数を満たしているため、この会が有効であることを告げた。続いて、大坂会長が、「本日も大変重要な議案を提案致しますので、慎重な審議をお願い致します」と挨拶したあと、議長となり議事を進めた。

### 〈決議事項〉

#### (第1号議案) 前回からの継続審議について

##### ①役員報酬の増額について

今年度は、赤字決算になる事が予想されることから増額に慎重な意見も出されたが、委員との責任の違いを明確にする必要があるという増額に前向きな意見が多く、次回理事会に増額した際の収支のシミュレーションを提出し、最終案をまとめることとなった。

##### ②検査推進手数料について

検査督促対象施設の受検依頼方法とその手数料について協議した結果、どのような浄化槽を対象にするのか、またその金額や手続き等について具体案を委員会で協議し、その結果を理事会に提案することとなった。

##### ③設置届の簡素化について

一部の事業所を対象として試験的に運用していたインターネット等を活用した申請書類の事前確認を4月から本格的に導入することとした。

##### ④担い手育成のためのインターンシップの実施について

現在県に問い合わせをしているところであるが、了解を得た段階で、会員企業に学生の受け入れが可能かどうかのアンケートを実施することとした。

##### ⑤駐車場の土地購入について

現在賃借している検査用車両の駐車場について、今後公益資産の取得を目的として積み立てていくこととした。

#### (第2号議案) 総会の開催について

##### ①総会に向けた理事会・監査の日程調整について

以下のとおり決定した

監査及び第38回理事会→4月24日(月)

第39回理事会→5月11日(木)

第7回定時社員総会→5月31日(水)

#### (第3号議案) センター表彰者の推薦について

会員功労表彰については以下の6名に決定した。

森 玄德氏 (有)森清浄社  
田中 勝氏 (有)田中清掃  
高尾武司氏 (株)ユニパック  
真鍋浩章氏 (株)マナベ商事  
林 哲郎氏 毎日衛生(有)  
日下貴博氏 日徳三善電機(有)

なお、会員従業員表彰については、代表者による推薦の案内文書を全会員に送付することとした。

#### (第4号議案) 全浄連功労者顕彰者等の推薦について

該当者なしのため、今回は見送ることとなった。

#### (第5号議案) 保守点検・清掃委員会からの提案について

委員会から提案のあった『平成29年度の維持管理講習会』について協議した結果、委員会での意見を尊重し、①内容は実務に即した内容とすること②講師は、会員事業所から募集することが決定した。なお、②については田村理事を講師として推薦する声上がり、田村氏が快諾した。

#### (その他の事項)

原岡専務理事の辞任に伴う定年後の処遇について、再度協議した結果、監事から重要な使用人で無くなった場合、定款第36条による理事会の権限事項では無いとの見解が示されたが、次回理事会に於いて再度審議することとなった。

以上すべての議案が審議され、4時20分に閉会した。



## 平成29年度 全浄連四国地区協議会 総会開催

平成29年4月11日高知県 城西館において「全浄連四国地区協議会総会」が四国5団体の会長及び事務局長など22名が出席し開催された。

川崎協議会会長(高知県浄化槽協会会長)の開会挨拶のあと、会長が議長となり議事に入った。

第1号議案 平成28年度事業報告及び収支決算報告、第2号議案 平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について審議した結果、1号議案及び2号議案とも、議案は満場一致で承認され、原案通り可決した。

第3号議案 全浄連専門部会「浄化槽制度・検査部会」部会員については、(一財)高知県環境検査セン

ターの本田理事長が今年 6 月をもって退任される意向を示されたため、部会員として担当する「浄化槽制度・検査部会」の後任について協議したところ、そのまま高知県環境検査センターが引き継ぐこととし、本田理事長の後任理事長が担当することで承認された。

以上、全ての議案が終了したので、議長は閉会を宣した。



## 指定検査機関 四国地区 協議会 総会開催

全浄連四国地区協議会総会に引き続き、指定検査機関四国地区協議会の総会が開催され、本田協議会会長（高知県環境検査センター会長）が議長となり議事に入った。

第 1 号議案 平成 28 年度事業報告及び収支決算報告、第 2 号議案 平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、議案は満場一致で承認された。

尚、平成 29 年度の事業計画の詳細として、事業担当県と実施内容が次のとおり報告された。

今年度、徳島県の担当事業はなく、他県で行う主な事業については以下のとおりである。

### <開催担当県：公益社団法人香川県浄化槽協会>

#### ①検査員研修会

日程：9 月 14 日(木)～ 15 日(金)

場所：高松国際ホテル

#### ②九州地区検査員研修会

日程：未定



場所：熊本県

### <開催担当県：一般財団法人高知県環境検査センター>

全浄連四国地区協議会・指定検査機関四国地区協議合同事務局長会議

### <開催担当県：公益社団法人愛媛県浄化槽協会>

#### ①第 11 回ソフトボール大会

日程：10 月 28 日(土)

場所：南国市立スポーツセンター

議案終了後、愛媛県寺井会長から、「検査員研修会」の参加とその効果について、各県での参加結果やその活用（導入）事例について意見交換を行った。

以上、全ての議案が終了したので閉会した。



一般社団法人浄化槽システム協会が発表した、平成 28 年度の浄化槽出荷台数は、消費税の影響から大きく落ち込んだ 26 年度から 27 年度は増加に転じたが、28 年度も前年度並みの、12 万 3,055 基（前年度対比 1.3% 増）となった。

5～10 人槽の家庭用は、114,486 基（前年度対比 1.2% 増）、11～50 人槽は 8,569 基（同 3.2% 増）であった。

ブロック別で見ると 5～10 人槽の家庭用は、北海道が 6.2% 増と最も増加しているものの、どの地区においてもほぼ横ばいとなっている。

また、これを県別でみると、神奈川県 1,320 基 14.3% 増、滋賀県 283 基 23.6% 増と昨年度対比で大きく伸ばしている。

徳島県は 5～10 人槽 2,660 基 8.4% 増、11～50 人槽が 226 基 19.6% 増と特に 11～50 人槽が大きく伸びた。

### <表 1> 平成 28 年度（4 月～ 3 月）

#### 小型合併浄化槽 工場生産出荷台数（ブロック別）

ブロック	5～10 人槽		11～50 人槽		合 計		
	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比	
北海道	1,583	106.2%	142	113.6%	1,725	106.8%	
東北	12,823	101.5%	903	99.7%	13,726	101.4%	
関東甲信越	33,255	99.0%	2,217	25.9%	35,472	99.4%	
北 陸	1,184	99.1%	128	110.3%	1,312	100.1%	
中 部	18,841	100.5%	1,507	99.3%	20,348	100.4%	
近 畿	6,265	99.0%	546	107.7%	6,811	99.7%	
中 国	8,398	100.0%	565	107.2%	8,963	100.4%	
九 州	22,604	104.5%	1,801	107.5%	24,405	104.7%	
四 国	9,533	103.4%	760	103.1%	10,293	103.4%	
	香川県	3,127	101.6%	278	97.2%	3,405	101.2%
	徳島県	2,660	108.4%	226	119.6%	2,886	109.2%
	愛媛県	2,235	107.6%	149	95.5%	2,384	106.8%
	高知県	1,511	93.8%	107	100.9%	1,618	94.2%
合 計	114,486	101.2%	8,569	103.2%	123,055	101.3%	

# 設置届受付数も横ばい

環境技術センターがまとめた平成28年度の浄化槽設置届出書及び計画書の受付数は、2,794基で、昨年度対比でプラス25基とほぼ横ばいであった。

県内全体の過去3年間の受付数は表-2のとおりであり、汚水処理率向上及び業界活性化の観点からも、単独から合併への転換を図るための施策が早急に必要である。

<表-2>

	28年度	27年度	26年度
東 部	2,122	2,121	1,973
南 部	392	348	389
西 部	280	300	236
計	2,794	2,769	2,598

# 28年度 住宅着工件数 647戸 (16%) 増

県住宅課建築指導室の資料によると、平成28年度の住宅着工件数は、4,661戸（前年度4,014戸）で前年度対比でプラス647戸（16%増）で大きく伸びた結果となった。（表-3）

特に徳島市、美馬市、松茂町、藍住町、東みよし町、吉野川市では大幅に増加している。

<表-3>

市町村名	28年度	27年度	増 減
徳 島 市	2,211	1,796	415
鳴 門 市	274	286	-12
小 松 島 市	150	181	-31
阿 南 市	376	434	-58
吉 野 川 市	186	132	54
阿 波 市	99	113	-14
美 馬 市	163	65	98
三 好 市	65	45	20
勝 浦 町	7	12	-5
上 勝 町	4	0	4
佐 那 河 内 村	0	2	-2
石 井 町	123	110	13
神 山 町	5	7	-2
那 賀 町	16	8	8
牟 岐 町	6	5	1
美 波 町	17	13	4
海 陽 町	11	9	2
松 茂 町	119	51	68
北 島 町	156	223	-67
藍 住 町	407	343	64
板 野 町	117	88	29
上 板 町	42	40	2
つ る ぎ 町	9	12	-3
東 み よ し 町	98	39	59
合 計	4,661	4,014	647

# 水 質 計 量 便 り

## ～徳島県生活環境保全条例が一部改正されました～

徳島県では、水質汚濁の防止や生活環境の保全等を目的に「徳島県生活環境保全条例」にて水質の汚濁に関する規制を実施しています。

今回、水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正等を踏まえ、4月1日から一部条例が改正されました。

改正の概要については、有害物質に1,4-ジオキサンが追加され、基準値は0.5mg/lに定められました。また、カドミウム及びその化合物については0.03mg/lに基準を強化し、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物については共に0.1mg/l、亜鉛含有量は2mg/lへ改正されました。1,1-ジクロロエチレンについては1mg/lと規制緩和されています。

その他にも、「徳島県生活環境保全条例施行規則」の一部も改正されました。こちらは「土砂等の埋め立て等に使用される土砂等の基準等」について変更され、同様に施行日は4月1日です。

改正内容については、特定有害物質にクロロエチレンが新たに追加され、基準値は0.002mg/lと定められました。

また「土砂等の埋め立て等に使用される土砂等の汚染状況の基準値等」の項目に新たにクロロエチレンが0.002mg/l、1,4-ジオキサンが0.05mg/lとして追加され、同時に測定方法も定めています。「浸透水の汚濁状況の基準等」では、カドミウム及び全シアンに新たな測定方法が追加されました。カドミウムについては、基準値は0.003mg/lに改正されています。その他トリクロロエチレンの基準値も0.01mg/lに改正されています。

基準値の改定の他に新しい項目も追加されていますのでご注意ください。  
by koizumi

# 事務局だより

## 法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

### ○11条検査

日程：平成29年6月12日～平成29年7月7日  
地区：阿波市・吉野川市・藍住町・北島町・石井町・上板町・佐那河内村

### ○7条検査

日程：平成29年6月12日～平成29年7月7日  
地区：阿南市・小松島市・藍住町・北島町・石井町・上板町・神山町・勝浦町・上勝町・美波町・牟岐町・海陽町・佐那河内村

### ○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程：平成29年6月12日～平成29年7月7日  
地区：那賀町全域

### ○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程：平成29年6月12日～平成29年7月7日  
地区：神山町全域

